

退職の日が一月一日から四月三十日までの間に方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記載例①(退職・一括徴収する場合)
退職により、未徴収税額を一括徴収し、11月分で納入するとき

勤届出書

連絡先は必ずご記入下さい。

加古川市長様		所在地(住所) 加古川市加古川町北在家2000		担当 係 經理		特別徴収 指定番号				
〇〇年 10月 20日提出		名称(氏名) 加古川 株式会社		氏名 兵庫 花子		宛名番号				
		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3		電話 079 - 421 - 2000		特別徴収 指定番号 0007012345				
						宛名番号 00001				
給与 所得 者	フリガナ	オノエ ヤスオ		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名	尾上 安男		円	6 月分から	11 月分から	〇〇 年	1 転勤 ② 退職 3 死亡 4 休職	① 特別徴収継続	円
	生年月日	大・昭・平 50年 10月 5日生			10 月分まで	5 月分まで	10月 19日	5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外()	② 一括徴収	4 341 002
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			円	円			③ 普通徴収 (本人が納付)	控除社会保険料額
住所	1月1日 現在	加古川市加古川町栗津〇〇-××		166 800	69 500	97 300			円	
住所	異動後								372 100	

※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 名称	特別徴収 指定番号	担当 者	氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	-----------	--------------	---------	----------	--

②一括徴収継続の場合(給与当の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1の場合 <input checked="" type="radio"/> 尾上 本人印	徴収予定合計((ウ)と同額) 円 97 300	左記の一括徴収した税額は、11 月分(翌月10日納期限)で納入します。
------------------	--	-------------------------------	-------------------------------------

③一括徴収しない(普通徴収)の場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧 特別 徴収 処理 欄	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	点検
	年度	月分以降 の月割額は	3 一括徴収 4 その他	点検

「一括徴収」に○をつけてください。

一括徴収した税額の納入期を必ず記入してください。
※翌月10日納期であることに注意してください。
(例)12月10日納期分で納入→11月分と記入

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 この用紙を複写し、1名につき3部提出してください。
- 3 太線 □で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 4 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 5 退職等により給与等の支払がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F

退職の日が一月一日から四月三十日までの間に方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記載例②(退職・一括徴収しない場合)
9月まで徴収し、未徴収税額を普通徴収に切り替えるとき

勤届出書

連絡先は必ずご記入下さい。

加古川市長様 ○○年 9月 20日提出		特別徴収支払義務者	所在地(住所) 加古川市加古川町北在家2000	担当者	係 経理	年度	特別徴収指定番号					
		名称(氏名) 加古川 株式会社 ⑩	氏名 兵庫 花子		年度	特別徴収指定番号 0007012345	宛名番号 00001					
		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3		電話 079 - 421 - 2000								
給与所得者	フリガナ 氏名	オノエ ヤスオ 尾上 安男		新姓		特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額(ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
	生年月日	大・昭・平 50年 10月 5日生			円	6 月分から	10 月分から	円	○ ○ 年	1 転勤 ② 退職 3 死亡 4 休職	① 特別徴収継続	円
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			円	9 月分まで	5 月分まで	円	9月 4日	5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外()	② 一括徴収	3 500 000
	住所 1月1日現在 異動後	加古川市加古川町栗津○○-××			120 500	40 500	80 0				③ 普通徴収(本人が納付)	300 000

※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地 名称	特別徴収指定番号	担当者	氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
-----------------	-----------	----------	-----	----------	--

②一括徴収継続の場合(給与当の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	1の場合 本人印	徴収予定合計((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は_____月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	-------------	---------------------	--------------------------------------

③一括徴収しない(普通徴収)の場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 ① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	点検
	年度	月分以降の月割額は	3 一括徴収 4 その他	点検

「普通徴収」に○をつけてください。

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 この用紙を複写し、1名につき3部提出してください。
- 3 太線 □で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 4 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 5 退職等により給与等の支払がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F

退職の日が一月一日から四月三十日までの間に方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記載例③(転勤の場合)
転勤により、12月分から新しい勤務先で特別徴収するとき

勤届出書

連絡先は必ずご記入下さい。

加古川市長様		所在地(住所) 加古川市加古川町北在家2000		担当 係 經理		特別徴収指定番号	
〇〇年 12月 5日提出		名称(氏名) 加古川 株式会社		氏名 兵庫 花子		宛名番号	
フリガナ オノエ ヤスオ		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3		電話 079 - 421 - 2000		特別徴収指定番号 0007012345	
氏名 尾上 安男		特別徴収税額(年税額)		異動年月日 〇〇年 11月 30日		特別徴収指定番号 00001	
生年月日 大・昭・平 50年 10月 5日生		徴収済税額 6月分から		異動の事由 ① 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外()		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		未徴収税額(ア)-(イ) 12月分から		異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額 円 3 500 000	
住所 1月1日現在 加古川市加古川町栗津〇〇-××		円 128 300		円 64 700		円 63 600	
住所 異動後		円 128 300		円 64 700		円 63 600	

※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地 〒 675-8501 加古川市加古川町北在家23-1	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、月割額 10,600 円を
	名称 兵庫 株式会社	0007987654		別府 太郎	12 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
				電話 079-427-0000	

②一括徴収継続の場合(給与当の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1の場合	徴収予定合計((ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。	本人印	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

③一括徴収しない(普通徴収)の場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	点検
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。		年度	月分以降の月割額は	3 一括徴収 4 その他	検
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。					
3 死亡による退職のため。					

「特別徴収継続」に○をつけてください。

必ず新しい特別徴収義務者義務者に連絡し、確認の上記入してください。
※加古川市での特別徴収が初めての場合は、特別徴収指定番号欄には「新規」とご記入ください。

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 この用紙を複写し、1名につき3部提出してください。
- 3 太線 □で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 4 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 5 退職等により給与等の支払がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F